

平成27年第3回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成27年9月9日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教 育 長	杉山英彦君
総 務 課 長	高野光司君
企 画 財 政 課 長	清水一男君
税 務 課 長	石川篤君
住 民 課 長	井原有一君
福 祉 課 長	石塚稔君
保健福祉センター所長	秋山幸子君
環 境 対 策 課 長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	大野敏明君
経 済 課 長	大越直樹君
都 市 建 設 課 長	鬼澤俊一君
会 計 課 長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課 長	岩戸友広君
生 涯 学 習 課 長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書
書

記
記

宮 本 正 裕
飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成27年9月9日（水曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

7番通告者、2番新井滄吉議員。

〔2番新井滄吉君登壇〕

○2番（新井滄吉君） こんにちは。傍聴者の皆さん、雨の中、ありがとうございます。

私も議員になって6カ月目に入って、少しはなれてきた感じのところでは。

きょうの質問は、地方創生についてです。

皆さんよくご存じのように、増田前総務大臣が日本創成会議座長ということで、全国の自治体、福島県を除いて1,799カ所の市町村のうち、半分を超える689の市町村が消滅可能性があるという文書を出して、日本国民どこもそこも、皆さんもびっくりされたことと思います。私も正直びっくりしました。

この中に「523」と書いてありますがけれども、これは人口が2040年で1万人を割る市町村、その中でもとりわけ消滅の可能性が高い地域ということで、私が間違いました。ここ

は「689」の間違いです。ごめんなさい。

ショック療法とでも言いますか、ここまで衝撃を与えないと日本人はなかなか動かない。こういう報告書が出てきても、役所がやってくれるのではないか、あるいは議員がやってくれるのではないか、相変わらず他人頼み、他人に任せる、自分はしないで高みの見物になっている傾向が、まだあるんじゃないかと私は、正直危惧しています。

まず、私が利根町行政にお聞きしたいのは、この事実をどう受けとめるのか。私は利根町民一人一人が、自分の問題としてこの問題を捉えることから始まると思います。今までのように他人任せ、行政任せ、議員任せでは、今回の問題は克服できないと考えております。行政はその辺をどのように捉えているのか、お聞きしたいと思います。

以降は自席で質問させていただきます。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、新井議員のご質問にお答えをいたします。

利根町消滅の警告が発せられたことを、利根町民の一人一人が自分の問題として捉えることが解決の出発点ではないか、行政はどう捉えているのかというご質問でございますが、確かに議員ご指摘のとおり、自分の住む町が将来なくなるかもしれないという警告が出されたことを、町民一人一人が自分の問題として認識することは大変重要なことであると、そのように考えております。

このため、町ではこれから地方版総合戦略を策定していくわけでございますが、策定後は、町が目指す方向性やその施策を広く町民にお知らせし、町民に理解していただきまして、そこで町民一人一人ができることに取り組んでいただければ、より効果が上がると考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 同じ認識でありがたいです。

やはり利根町町民一人一人が自分の問題として捉えていかないと、今回の問題には対応できないと、行政側も認識をされているということで安心しました。

それで、皆さんもご存じでしょうけれども、先行例がネットを見ると物すごい量がありますね。全国の先進例が、そこではこういうことが起こる前、この文書が出る前から、地域住民が行政に頼らずに町おこしをやっていたんですね。それが一番大事ではないかと思えます。

例えば、私も旅先でテレビを見ていたんですけれども、鹿児島島の「やねだん」にはちょうど小泉政務官が視察に出かけていたということで、そこには石破大臣も訪問していたということで、物すごく「やねだん」が脚光を浴びていました。その「やねだん」の公民館長、私も、そうですね、4年か5年前ですか、東京で講演会があったときに、わざわざ

出かけて直接聞いたことがありますけれども、「やねだん」は行政に頼らず自力で町おこしをやっていた。町にはいろいろな経験者がいて、大工さんもいれば、左官屋さんもいれば、自分たちで力を合わせれば建物ができるんですね。そういう形で町おこしをやっていた。ここへきて、石破大臣や小泉政務官が視察に行くような立派なモデルケースを、先行事例をつくってきたということだと思います。

私は、今回の地方創生は、よく考えれば選択と集中ということで、地域に交付金とかやれるお金がなくなってきた、だから選択と集中だと。利根町で具体的に言えば、全域の施設を面倒見ることはできないと、どこかを切ってどこかに集中して、そこを保存してみんなが使うように、だから、そういう状況になっているわけです。

今回のあれで言えば、過半数が消滅可能性都市ということで、お金も限られているから、そこに書いてある、はっきり言っているんですね。選択と集中で、選択されなかったところは予算が入ってこないということなんですね。ですから、今までのように他人任せにしていれば何とかなるという問題ではない。本当に私も新人議員で初めて小学校とか中学校の運動会を見に行くと、子供が少なくなれば母校が廃校される、そういうことを考えると、子供としては、自分の出身校がなくなるというのは、何かふるさとを失ったような気持ちになると思います。そういう意味では、町民全員が自分の問題として真剣に考えていかないといけないと思います。

けれども、今回の「地方消滅」のこの本は、この本に対するかなり批判もあります。この分析は、2011年の東日本大震災以降の若者の気持ちを反映していないと、最近の青年は結構農村に目を向け始めていると、相当数の人間が、若者が農村地帯に入っている。その傾向を見込んだ分析ではないという批判もあります。あるいは消滅市町村に挙げられている地区が結構頑張っていて、現実には若者が入ってきて盛り返しているという例があります。それはここには載っていません。ですから、この分析は一概に正しいとは言えないと私も感じております。そう悲観することはない。しかし、正しい指摘もかなりあります。

東京の一極集中、それは間違いない。それが続けば日本は沈没するというのも間違いない。ですから、この内容が全部は正しくはないけれども、かなり慎重に警告を正しく分析して私たちが捉えて利根町の町おこしを真摯にやっていけば、早々悲観したものではないと、私は今考えています。

しかし、だからと言って他人任せにしたらだめです。自分の問題として、この利根町を何とかしようと、自分たちができることは何かということ、周りの人と話し合っただけで町おこしをやっていけば、まだまだ大丈夫だと。そういう例がかなりここに載っています。

ある人が夢でヤギ牧場をやりたいという人がいる。それもちょうどこの中にありました。群馬県の全国でもトップと言われる消滅可能性都市として挙げられていたところ、町が頑張っていて若者を巻き込んで、そして自然農園まほらま、「まほらま」というのはすぐれたよ

いところという意味だそうですが、ヤギのふんと緑肥で育てた自然野菜、こういうことを売りにして頑張っているということのようです。群馬県南牧村、これはこの本のトップに挙げられているように、本当に消滅可能性のある市町村としてトップバッターに挙げられているところ、そういうところで頑張って若者を巻き込んでいる。頑張っています。

ですから、利根町もコンサルタント会社に任せるだけじゃだめです。行政任せでもだめだし、議員任せでもだめ、町民と行政と議員が一体になって町おこしを真剣に追求していかないといけないと思います。そういう意味で総力戦と、ある文書では書かれています。

首都圏のあふれる高齢者をどこの町が呼び込むか、その競争だと。魅力ある利根町にしないと、その競争に負けるということになります。そのところをみんなが肝に据えて、本当に他人事じゃなくて冷静に分析する必要があると思います。

みんなこういうのを読んで、議員はもちろんこれを読むと、それから、批判的なこういう本と、本はいっぱいあります。私も山のようにあって、どこにどれがあるかわからなくなっちゃうんですが、本当にあります。まずはこれを読んで正しい認識をするべきだと思います。

ただし、私がさっき言ったように、この中に書かれていることが全て正しいとは言えないという指摘がかなりあります。それは根拠を持って書かれます。ですから、そういう町民がこういう本とかに触れるような環境をつくる必要があると思います。図書館にこういう本を置くとか、あるいは討論の場をどんどんつくるとか、あるいは各議員が自分の地元に戻って行ってどんどん討論の場をつくる、あるいは行政がやってもいいと思います。そういうふうに考えますけれども、町民の徹底討論、審議委員だけではだめだと思います。その辺は行政はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 2番目の質問ということでよろしいですか。

それでは、利根町消滅の脱出策の徹底討論の組織化を図る必要があるという考えで、行政はどう考えているかというご質問でよろしいですね。

地方版総合戦略を策定するに当たりまして、住民アンケート、パブリックコメントのほか、有識者や住民代表者で組織する利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会、さらには住民の代表としての議会に対しましても、意見や提案を求め総合戦略を策定していくような状況でございます。

総合戦略では、具体的施策としてK P I（基本目標数値）を設定し、これを用いてP D C Aサイクルを実現していくこととなります。

P D C Aサイクルを実現するに当たりましては、有識者と住民代表で組織する推進協議会で、その施策の効果検証を行いまして、必要に応じ総合戦略を改訂していくというプロセスを実行していきます。

徹底討論の組織化ということでございますけれども、このようにP D C Aサイクルの実

行段階におきまして、有識者と住民代表で組織する推進協議会で検証していくこととなります。また、住民代表である議会においても議論することは可能であると考えておりますので、現時点では組織する必要はないと考えてございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 消滅可能性都市市町村に挙げられるところが、町を変えて、町民自身あるいは村民自身が変わって、外からの人間を温かく迎える雰囲気をつくる。それは町全体が変わらないと、そういう雰囲気は出てこないですね。一部の審議員が、あるいは一部の行政職員が変わっただけでは、そういう雰囲気は町全体には醸し出されないと思います。町民全体がその気になって、よそから青年が来る、あるいは青年だけでなく年金生活者も迎える、それを温かく迎えらる、それを全員が身につけるといふか、その問題意識を持たないとそういう対応は出てこないと思います。ですから、全町民がそういう正しい問題意識を持って首都圏からの高齢者、あるいは若者も当然ですけれども、外からのよそ者を温かく迎え入れる、そういう雰囲気あふれる利根町をつくるには、一部の人間ではだめだと思いますと私は考えているので、そういう意味では小さな話し合いの場でもいいから、隅から隅までみんながどこかで、道端でもそういう話になるという、そういう利根町をつくっていかないと、この競争には負けてしまうと私は感じております。

その辺を、今の段階ではどうやらお考えはないようですけれども、ぜひ先進事例を勉強されて、どういうふうにすると、よそから人が利根町に来たときに、ここに永久に住み続けたいなと思ってくれるのかという雰囲気を醸し出す町をつくるにはどうしたらいいか。多分同じ結論になると思うので、ぜひ研鑽を、議員も特別委員会をつくるということで昨日決まりました。大変結構なことで、大変議会として躍進、変わったと思います。そういう意味でいい傾向が出てきているので、行政もぜひ今までのようにありきたりの対応ではなくて、本当に自分の問題として考えて、自分の子供たち、あるいは孫の学校がなくなる、あるいは施設がなくなるということにならないように、ちょっとここで全町民が頑張る必要があると思います。ぜひ再検討をしてほしいと思います。

3番に行きます。本当に物すごい、きょう持ってこなかったんですけども、先進事例がすごいあります。ネットで、普通あれだと積み上げるとこうなります、そのくらい皆さん先進的なところは、どうやって人を、よそ者を巻き込んで、そこに定着させることに成功したかを読み取ってほしいと思います。

そういう意味では、図書館には行政が考えた町の創生に参考になるような図書とかを大量に購入して、町民が読みやすくなる。あるいは1冊だと、借りるとほかの人が読めないのです、10冊とかバァーッと買って、みんなで借りて、それを議論するというようなことも考えてほしいと思いますけれども、その辺は資料を図書館に置くとか、そのようなお考えはないかどうかお尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

まち・ひと・しごと創生本部は、参考となる情報や参考図書住民に周知させることも必要と思いますが、行政としてどのように考え、具体的な施策を実施するのかというご質問でございますが、参考となる事例や参考図書につきましては、パブリックコメント実施時に、町の戦略案に対するご意見の参考としていただけるような参考資料の掲載を考えております。

また、具体的施策の実施につきましては、総合戦略の策定後となるわけでございますが、策定後は、先ほども答弁しましたが、町が総合戦略に基づいて施策を取り組んでいながら、町が目指す方向性やその施策を広く町民にお知らせし、町民に理解していただきまして、町民の皆様一人一人にも、できることに取り組んでいただければ、より効果が上がると考えているところであります。

また、その効果検証に当たっては、推進協議会または議会でK P Iによる検証をし、P D C Aサイクルにより一連のプロセスを実行していくこととなります。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） きのも取手市役所に行ってきたんですけれども、取手市役所が45周年記念Tシャツをどう扱っているかということ聞きに行ったんですけれども、庁舎に入るとすぐ受付があって、総合案内の女性がいて、その近くに市民が10円を入れればコピーができる機械が置いてあって、いろいろな資料が置いてあって、10円ですぐコピーできると。

利根町を考えると、図書館に1枚20円、利根町全体が20円ですね。ちょっと私は高いかなど。私も近隣を調べたことがあるんですけれども、河内町が同じ20円ですね、それ以外は大体守谷市も龍ヶ崎市も我孫子市も、私が知る範囲は10円でした。ですから、私は図書館でコピーをするときには、利根町図書館には行かないで、よその市町村に行ってコピーしています。結構する人がいらっしゃるようですね。

この際、5円は最初から無理でしょうから、10円ぐらいに、一般的な値段にダウンしたほうがいいのではないかと。この前も決算の説明を伺ったときに、やはり利用数が物すごく少ないですね。それは高いからです。当然利用しないですよ。その辺をこの際、今度の地方創生のことを考えると、利根町民全員がいろいろな議論をする、本を買うわけにいかないで部分的にコピーをして、討論する人もどんどん出てくると思います。そういう意味でぜひコピーを10円にする考えはないかどうか、お尋ねします。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それでは、お答え申し上げます。

図書館でのコピーサービスにつきましては、図書館法に定めます図書館奉仕のうち、利用者への資料提供の一環として実施をします営利を目的としない事業であります。

町の各施設でのコピー代につきましては、利根町の複写に係る実費の徴収に関する規則

及び利根町教育委員会の複写に係る実費の徴収に関する規則に基づき、一律、コピー代としまして1枚20円を徴収しているところでございます。

図書館におきましても、利根町教育委員会の複写に係る実費の徴収に関する規則に基づき、コピー1枚当たり20円を徴収しているところであります。これにつきましては、受益者負担の原則によりまして実費分の負担をお願いしております。受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保することは極めて重要であると考えております。

また、町監査委員意見書の中で、受益者負担の適正化という提言がございまして、こうした状況を踏まえまして、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 今後検討していくということですから、10円になる可能性もあると理解していいですか。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答えします。

今後の検討につきましては、町の監査委員の意見書とか、あるいは図書館法によります住民サービスという観点もありますので、その辺を総合的に勘案して、現行の20円が適当か、下げるべきか、そういったことを踏まえまして今後検討していきたいと思っております。

一番重要なのは、先ほど申し上げました受益者と非受益者、例えば公民館を利用しない方の理解をどう得られるか、そういったことも重要ですので、今後そういったことにつきまして検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 以前だったら、私は怒鳴るところですが、今回はやめます。

「新井は過激、怖い」と、私は本当に怖くないんですね。テレビドラマを見れば涙ボロボロ流すような、そういう意味では誤解を招くので、私は正直そのことに腹が立っています。やる気あんのかと怒鳴りたいけど、やめます。

慎重に、近隣の図書館はほとんど10円です。河内町の批判をしてもしょうがないですけども、図書館に行ったら、図書館と言えないぐらいの施設です。あれは図書館じゃない、正直私の蔵書のほうがあるぐらいで、おばさんがいるだけで、あれは図書館じゃないと。河内町の人がいたら怒られるかもしれないけれども、そういうところは20円で、ほとんどあれは利用がないでしょう。そういうところと比較してもしょうがないと思う。あとは圧倒的に10円ですから、ぜひその辺を考慮して利便性を考えて、公平性を考えても、図書館の利用率をアップする意味でも、利根町民の知識をアップする意味でも10円にしたほうがいいと思いますので、よろしくご検討ください。

5番に行きます。先輩議員の高橋議員が強烈な質問をされましたけれども、私はウェルネス大学、地方創生を考えたらやはり貴重な存在だと。理事長はむかつくかもしれないけ

れども、それは私も町長の態度を見ていたら、私も怒鳴りたくなる、やる気あのかと、本当に、だから学校運営やっている理事長の気持ちを考えると、私は理事長は、リーダーシップあのか、あの町長に言いたくなるのは、失礼だけど、正直よくわかります。

できる、できないは迅速に態度表明をすべきです。それが曖昧にしているから、物事は時間との勝負ですから、それができないことはできないとはっきり言って、その後、折り合いをどんだんどうしようかと、お互いウインウインの関係になるにはどうしたらいいかと、全国の例を見ても、大学も少子化になって学生数が少なくなって高齢者を迎え入れて、大学も生き延びる必要がある。そういう意味では、次の6番のCCRC、その辺でよそのところから高齢者を迎える場合も、大学があったほうが迎えるのに非常に有効ですね。そういう意味ではウェルネス大学と連携を密にして、ちょっとこじれていますけれども、その辺をいろいろ煮え切らないから多分あの理事長もカッとくるんだと思います。私も気持ちはよくわかります。どうするんだというときに、急いでいるときに、何だか煮え切らない態度をとったら、それはカッコしますよ、やる気あのかと、あれはリーダーシップがないんじゃないか、そう言いたくなるのもよくわかります。失礼な話だけど。

そういう意味では冷静に、理事長の態度は、やはりただすところはただして、しかし利根町にとってはウェルネス大学は非常に大事な存在です。ですから、どこがこじれたのか、本音をお互いが、町長と話ができないんだったら、議会が話し合ったんですから、議会もちょっと頑張ってどうしたいんだということを対応していくべきだと思います。そういう意味では、私も一議員ですから責任があります。そういう意味ではCCRCの、あるいはこれに限らず利根町を活性化するには、今後ウェルネス大学は貴重な存在です。これがどこかへ行っちゃうよりは、いてほしいです。そういう意味で真剣に考えて対応していくべきだと私は考えております。

その辺は、地方創生を考えてウェルネス大学をどう考えているか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） そのことについて、答弁する前に、煮え切らないというのはどういうところか言っているのかわからないんですけれども、話し合いは一切持っていませんので、その煮え切らないというのはどこから来ているかということなんです。

土地の無償提供にしても、一切話し合いはいたしておりません。大学のほうで一方的にそうしたいがために、議員を呼んで12名に説明をしたと思うので、私とは一切、正式にも何も、そういう話し合いはしておりませんので、煮え切るとか、煮え切らないの前の話です。それはご理解をしていただきたい。その上で答弁をいたします。

日本ウェルネス大学と連携して町の活性化を図ることについての行政の見解はとのご質問でございますが、町の活性化には、大学との連携は重要な一つであると認識しております。日本ウェルネススポーツ大学との連携事業は、現在も実施しておりますが、他の事例

等を参考にしながら今後も継続していきたいと、そのように考えておりますし、町としてもでき得る限りの協力はしていきたい、これは先日も答弁したとおりでございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ここで答弁しても、どんどんこちらからコンタクトを求めていく必要があると思います。その姿勢が利根町には欠けているんじゃないかと感じています。その辺を私は迅速対応しないと、何かをやるときには時間が勝負ですから、私は拒否しないじゃなくて、そういう打診があって向こうから何も声がなくても、そういう意思があると見て、どんどんこちらから当たっていくとか、待つ姿勢では物事は解決しないと思います。その辺を私は、大変失礼ですけれども、煮え切らないと表現して、失礼かもしれないけれども、そういう言葉を使って表現したつもりです。

懇談会の席で、正直私も余り遠山さんにはいい感情を持っていないけど、ああいう態度で私たち議員の前で言うことはないだろうかと、私も理事長の態度には正直ムツときましたね。だからといって、お互い欠陥があると思うのです。私もいっぱい欠陥だらけですから、だからその辺はお互い、容認し合って、その辺が全部だめだと言えないと思います。その辺をもう少し懐を深くして、どんどん接触していく対応をすべきではないかと、これは意見ですが、思います。

6番に行きます。日本版C C R C構想があります。これは最近では新聞でも記事に出てきましたね。あるいは広告欄にも載って来ましたね。皆さん英語が、私は英検4級、子供が小さいとき子供と一緒に取った資格が4級です。それ以降、英語は進歩しておりませんので、皆さんのほうがうまい発音で述べると思います。コンティニング・ケア・リタイヤメント・コミュニティーの略で、1970年代、アメリカで始まったアクティブシニアタウン、高齢者が、日本はどうしてもなくなってから介護施設に入る。そうでなくて元気なときから、そういう施設に入る。そして趣味の生活とか、あるいは労働をしたり、本当にああすばらしいなど、今は第5回会議までであるのかな、プリントアウトすると相当分厚いです。相当の分量があります。でもすごい勉強になります。ぜひ行政の方もお読みになったらいいと思います。あるいは町民の皆さんも、パソコンがある人はC C R Cを検索するとバナーと出てきます。

質問では、こういう教訓がぎっしり入っていますけれども、行政はこのC C R Cをごらんになってどのようなヒントが得られると思いますか、伺います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

日本版C C R C構想についてのご質問だと思うのですが、ことしの6月30日閣議決定されました国のまち・ひと・しごと創生基本方針2015では、日本版C C R Cの導入は地方公共団体と地域の事業者が官民協働で取り組むことにより、地方移住の促進や高齢者の就労・社会参加の促進、医療介護関連の雇用機会の確保といった、多岐にわたる効果が期待

されるところとなっております。

日本版ＣＣＲＣ構想は素案の段階ではございますが、これが成功したならば、国が期待するような成果が期待できるかもしれません。しかし、事業実施までのプロセスとして、まず、事業主体をどうするのか。住まいやまちづくりをどうするのか。楽しむ・働く・学ぶなどの活動の環境づくりをどうするのか。医療や介護のケアをどうするかなど、検討しなければならない事項がたくさんあることも、これ現実でございます。

いずれにしても日本版ＣＣＲＣ構想につきましては、移住の一案となるものですので、今後注目をしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○２番（新井滄吉君） 私もＣＣＲＣ、どこかへ出かけたときにはのぞいてこようと思っています。近々那須に行きますので、那須にはかなり先進的なＣＣＲＣがあるので、そこを見学してこようと思っています。

ぜひ皆さんも、教訓がいっぱい詰まっていますので、利根町ができなくはない、本気になってやればできなくはない、ですから、その辺はこれから議員も特別委員会をつくって議会も検討するということですから、ぜひ行政も職員の皆さんも町民の皆さんも、どんどん答申案が出るまで待っているという態度でなくて、ＣＣＲＣの考え方は企画段階から住民が、そこに入る人が企画段階から参加して老後の、老後というより楽しい人生をどうつくっていくか、参画を最初からすると、そういう発想で形成していくものですから、この精神を酌んでぜひ皆さんも学びとってほしいと思います。

７番に行きます。７番、厚労省が１０年間、同じ対象者を１０年間追っていく調査をやった結果なんですけれども、２人目の子供を持つ、持たないの判断は、夫の休日の家事、育児時間と因果関係があると。これはよくわかりますね。夫の家事、育児時間が長いほど、第２子以降が生まれる割合が多いと、４時間以上になると７割が２人以上産んでいると。だから夫のお母さんに、奥さんに任せっ切りだと、大変だからなかなか子供を産まない、夫がパートナーなら、それはそうですよね。ですからイクメンと最近言われていますけれども、そういう意識を男全体が持てば、女性も２人目、３人目に挑戦する、そうですよね。

私は４人いるので、私は結構おしめから何からやりましたけれども、パートナーからすれば十分じゃないと言われますけれども、多分そういうことを考えると、利根町消滅をストップさせることに男女共同参画社会、本当に男女のパートナーシップをしっかりと、妻は家事だ、育児任せ、夫は外で働く、そういう分業の考え方はもう古いと思います。そういう夫婦間はうまくいかなくなると思います。そういう意味で男女共同参画の推進でこういう事実があるので、利根町の男女共同参画を推進していくのにどのような施策が考えられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

夫の休日の家事・育児時間の長さや出生数との因果関係についてどう考えるか、男女共同参画推進ではどのような施策が考えられるかというご質問でございますが、新井議員のおっしゃるとおり、厚生労働省が実施した21世紀成年者縦断調査結果を見ますと、夫の休日の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高くなる傾向でございます。

これは、第1子出生時の夫婦の状況や、出産後、妻の育児不安や負担をいかに軽減し、安定した環境で子育てすることができるかどうか、第2子出生の割合に影響するというものだと思います。

これらを踏まえた男女共同参画の推進施策ということではありますが、昨年度策定いたしました利根町男女共同参画推進プランの中にもありますように、妊娠・出産に関する知識の普及、また父親が妊娠・出産期に主体的に関われるよう男性が参加しやすい学習機会の提供、さらには仕事と生活の調和のあり方を考える機会を提供し、妊娠・出産に関する健康支援やワーク・ライフ・バランスの推進に努めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） よろしく申し上げます。

では、8番、地域活性化をするのに六つのモデルが示唆されております。産業誘致型、ベッドタウン型、学園都市型、コンパクトシティ型、公共財主導型、産業開発型の六つですけれども、まだコンサルタントの会社から答申が出ていない段階ですけれども、町長としては、多分ご自分でも勉強されているでしょうから、今の段階で結構ですから、利根町ではどのタイプになるだろうかということをお考えになっているか、お聞きしたいです。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

政府の指針では、地域が生きる6モデルが示唆されており、利根町ではどのようなモデルが考えられるかというご質問でございますが、この6モデル、多分政府の指針ではなくて、日本創成会議のメンバーである増田寛也氏の著書の「地方消滅」という著書に書かれたものかと思われませんが、この六つの中から選ぶのであれば、町の移住促進のキャッチフレーズでもある「お勤めは東京圏、住むなら利根町」とあるとおり、ベッドタウン型であると考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。終わります。ありがとうございます、皆さん。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時00分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告者、10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 傍聴者の皆さん、こんにちは。大勢の方に定例会にお越しいただきましてありがとうございます。私たちも議員として、利根町民のために一生懸命頑張りたいな、そういう気持ちで今後もやっていきますので、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。私、今回は2点につきまして質問させていただきます。

まず、1点目として元兼松江商の、要するに利根ニュータウン前の20ヘクタールの土地ですが、そのことにつきまして質問させていただきます。

利根ニュータウン前の20ヘクタールの土地、町長の話では、農業法人（きずな）が開発することに決まったと言っておりますが、その後の状況を伺います。

また、昨年までは年2回草刈り、主にヨシが多いのですが、皆さんもご存じの方が多いと思いますが、私の身長よりあって2メートル以上あります。ですから、脇の農道を歩いていきますと回りは全然見えない、そのような状況になっておりますが、ことしは一度も刈っております。そのことについて伺います。

あとは自席で行います。よろしくお願ひします。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。

利根ニュータウン前の20ヘクタール、正確には22ヘクタールで道路を挟んで西側が約16ヘクタール、それで羽中側の東側が約6ヘクタール、トータルで約22ヘクタールということになっております。

兼松江商の土地についてというご質問でございますが、現在、兼松株式会社におきましては、諸課題の整理をしているところとのことでございます。それが完了した後に売買になる予定であると聞いております。

次に、草刈りの件でございますが、例年では兼松株式会社が自発的に年2回の草刈りを実施していたとのことです。ことしの草刈りについて確認したところ、委託業者と段取りを打ち合わせ、9月上旬には実施する予定とのことでございます。手刈りではございますが、一部始まったということは報告は受けております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは質問させていただきます。

今、町長のほうで、まだ正式には決まっていないというお話でございましたが、以前、

町長は確かに高橋議員の初日のときにも、このことに関しましては質問をしております。そのときに確かに町長はそのように、町民の方に決まったよと、そのように言っていたということを高橋議員もおっしゃっていますが、私もそのことは聞いております。

しかし今の答弁ですと、まだ聞いていないということなんですが、その辺の食い違いはどうなんですか、町長。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それでは、若泉議員のご質問にお答えします。

売買が成立したかのような回答につきましては、農業委員会のほうに農地法の3条の許可申請の届け出が出てございまして、そちらのほうは委員会のほうを通っております。

今町長が申し上げたのは、実際の売買がいつなのかということでの答えでして、会社のほうの話ですと、今後9月後半から10月にかけて売買が成立するというところで聞いておりますので、そういう答えになってございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ということは、課長、正式にはまだ決まっていなかったということよろしいんですか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） 正式にというところの意味合いとして、実際に登記簿が、所有権が移転したということで正式ということであれば、まだでございます。

その売買の話はついておりまして、買う、売るという話は決まっています。ただし、法手続上、法務局の土地の名義、これはまだ兼松に残っているということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今の課長の話ですと、その辺はよく私もわかりましたけれども、しかしながら、町のトップの町長が町民の方に決まったよというお話をすれば、町民の方はもう決まったと思います。そうじゃないんですか。私ははっきり言って、そう思いましたよ。

現に私のところに、町民の方から、「あの土地は決まったんですってね、どのようなことをやるんですか」と私のところに何人も来ましたよ。直接私のところに聞きに来た人もいます。もちろん電話の方もいます。しかしながら、私ははっきり聞いていません。ただ町長がそのように言っているとか、それで、私はその町民の方たちにどのように答えたかと言いますと、町長が決まったと言うならそれは決まったんじゃないですか、私も一応そういうことは薄々聞いています。しかし町民の方は、「決まったなら、あそこで何をやるんですか、どういうふうにするんですか」と問いかけてきますよね、ですから私も、何か農業法人の方があそこに来て農業関係のことをやるんじゃないのかなと、はっきり言って私は、100%決まったとは私にはよくわかりませんと、そのように何人の方にも答弁はしていたんですよ。でも町民の方は違いますから、町のトップの人が決まったよと言えば、

そのように信じますから。

以前にも、過去のことを言ってもしようがありませんけれども、町長はそういうことに関して、議会に言う前に言っていましたよね。そういうこともありましたよね。議員の皆さん知っていると思いますが、ですから何のことも、どういう事業をやるにしても、町のトップは、完全に決まったと決定されたならば言っても結構です。しかしながら課長の話では正式に決まっていなのに、それを言われると、かえって困惑するのは町民なんです。それで関連して迷惑するのも我々なんです。

恐らく町長のところに住民の方から、町長あそこの土地決まったんだってねと電話なり何なり言ってきた方もいるかもしれません、これは本人でなければわかりません。私のところには何人からも来ていますから、ですから私はさっき言ったように、正式じゃないんじゃないのと。

「では東文間小学校のほうも決まったんですね」、そういうふうに言われます。私もそこで、何かきずなさんが使ってくれるようなことは言っていますけれども、それも正式にはわかりませんと、そのようにしか答えられないんです。

もう一つ、このことに関しての関連なんです、4月の選挙のときに、私の隣の今井議員が選挙の中でこのことを述べていますよ。今井議員は堂々と。それは私が今井議員に、これはどこで入手したんですかと聞きたいくらいです。今井議員もきちんと町民の方に選挙公約の中で、あそこは決まったんだよと町民の方にも知らせているわけです。ですからなおさら町民の方というのは、ああ決まったんだねと、そう思うのが当然じゃないのかなと思いますけれども、町長、この件に関してどう思います。今井議員は確かにそのように述べていましたよ。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 兼松ときずなの間では、大筋では合意しているということでございます。それで株式会社きずなが、今の兼松で持っている土地に、龍ヶ崎市の法務局へ株式会社きずなとして登録もしております。

それで、なぜ契約が延び延びになったかと言うと、兼松、きずなの報告によりますと、昨日、高橋議員もおっしゃっていましたが、一部地権者の間で約束ごとが、多分四、五人いると思うのですけれども、それがまだ整っていない。

それともう一つ大きなことは、完全な測量を、22ヘクタールと言いましたけれども、測量を今やっている。正式な測量が終わって、それで四、五人の地権者との約束事をクリアいたしましたら売買契約書を結びますよということです。

今、私のところに兼松ときずなのほうから一緒に来て報告を受けたのは、9月29日に売買契約を結ぶ予定だと、大変売買契約がおくれて申しわけないと、ただそういう理由があるので勘弁してくれという報告は来ております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ですから、町長、私の言いたいことは、今現在だって正式には100%決まったわけじゃないでしょう、そういういろいろな仕事が残っているわけでしょう。一昨日の高橋議員も言っていましたよ。四、五名の地権者とまだ正式には行っていないんだよ、それだって一つのネックじゃないですか。法務局の、それもネックになっているんでしょうよ、そういうネックがあるのに、町長は町民に対して決まりましたよと言えば、町民の方は、さっきから私言っていますように、トップが決まったと言えば、ああそうか、よかったなと思いますよ。

私、あの土地を、決まった、決まらない、そういうことじゃないんです。早く決まってもらいたいんです。それが一番いいことなんです。ただ、町長は何事も早合点なんです。それは言いたい気持ちはわかります。正式には決まっていなくてもいいけれど、あと3カ月、あと半年ぐらいたてば正式に決まるでしょう、法務局のほうもすっかり出来上がるでしょう、それはわかります。しかしまだ正式になっていないときから町民に言えば、町民はそのように、法務局とか、四、五人の地権者との間なんて、そんなのわからないと思うのです。町民から見たら、決まったものは決まったんですよ。そうすると、私さっきから言っていますけれども、その言葉に対してはね返りの言葉がくるのが、我々のところなんです。

そういうことで、きちっと決まってから、町長、これからもいろいろな事業があるんですよ。あると思いますから、早合点で言ってもらおうと、かえって町民が今度惑わされる、そう思うのです。

別に町長のこといじめているわけじゃないですよ、町長の言いたい気持ちは十二分にわかります。一生懸命苦勞してこの利根町を何とか早くしよう、それであの未開発の土地を何とか有効活用しよう、その気持ちわかります。しかしながら、そのように早合点して言われると、かえってこちらにも迷惑がかかる、住民も困惑する、そういうことですから、今後ちょっと注意してもらいたいんですが、どうでしょうか、町長、その言った言葉に対して何か責任とか何か感じないですか、ちょっと一言お願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 大筋で合意したことが、私のところへ聞きに来た方には、経緯も現状も全て、こういう報告を受けていて、こういうことになっていますよということは説明しております。私が言ったことに対して、それがまるきり決まらないとか、そういうことであれば、これは住民に謝るしかないなど、そのように思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ということは、100%決まっていなくて、大筋ではほぼ決まるだろうと、そういうときに町民に対して町長が言いました、それで今度私も議員ですから、私のところへも来てくれる町民の方は何人もあります。それに対して、町長が決まったと言ったら、「ああ決まった、決まった、決まった」、そのようにはっきり言っちゃっていい

いのかしら、その辺なんです、私は。

前にもこういうことがありましたから、はっきり言って、どういう事業だか名前はここ
で出さないですけれども、町長は初めてのことじゃないですよ。ですから私は、今回あえ
てこの問題に対して質問しているわけです。

町長の苦勞はわかりますよ。これはいつまでやってもしようがありませんから、た
だ今後もそういう事業をやったときには、きちんと決まってから町民の皆さんには言っ
ていただきたいなと思います。

この件に関して、今井議員だって恐らく聞かれたと思います。自分で選挙に関して決ま
ったということを正式に出して言っているんですから、そうしたら住民の方から今井議員
にも聞かれたと思います。今井議員がどのような返答をしたかわかりませんが、直接
町長に聞いて、これを選挙公約の中で決まったと述べたのか何か、それは私にはわか
りませんが、ここで今井議員には私聞きませんが、ただ、今井議員はきちんと
出していました。ですから、ほぼ利根町の町民は、決まったよと思っているのが現状だ
と思います。

私もはっきり言ってあやふやなんです、大体決まったのかなと思ったんです。今回、
決算の監査がありましたね。私は監査委員ですから、そのときに企画財政課に尋ねまし
た。ニュータウン前の土地はどうなっているんだろうと、まだ正式に決まっていませ
ん、エーッと私言いました。そういうことなんです。課長だって、正式に決まってい
ないものを決まったよとは言えないと思いますから、私たち監査委員2人の前では、
これはまだ決まっていまないと、そう言われました。

もう一つ、土地のほうに対して聞きたいんですが、東文間小学校もきずなが一緒にやる
ということ言っていましたけれども、関連ですから、東文間小学校のほうはどうか、
ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 東文間小学校跡地についても、きずなのほうで活用させていただ
きたいということで、今、福祉施設の関係の方が来ているんですけれども、先に株式会
社きずなで、条件さえ折り合えば活用させてくれということで、福祉施設のほうは待っ
ていただいているということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ということは、東文間小学校、以前やはり福祉関係がありまし
たよね。それは結局御破算というか、だめになりました。その後、22ヘクタール・イコー
ルきずなが使いたいよと申し出があって、その後、福祉関係のほうに来たと、そういう
ことですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） そういうことでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） それで、きずなのほうは東文間小学校のほうも。ニュータウン前のほうはほぼ決定だと思いますから、それは開発してくれると思います。きずなとしては、それと一緒に小学校も使いたいと、そういう希望が強いんですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） そういうことでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ということは、旧東文間小学校のほうもきずなのほうで使わせてもらいたいということならば、私もニュータウン前の22ヘクタールと一緒に使っていただいたほうがいいと思いますが、あと東文間小学校のほうのネックはどういうことで折り合いがついていないのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 今、町長がお話しましたように、旧東文間小学校跡地の活用ということで、きずなのほうから事業計画書が提出されております。実際に調整内容についてはここではまだ公表できませんけれども、既に何回かやり取りして、調整に向けて、今、進んでいる状況でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ぜひとも一日も早く22ヘクタールの土地と合わせて、旧東文間小学校のほうもきずなに使っていただくように努力していただきたいと思います。

それで、きょう傍聴者の方も大分見えておりますので、きずなさんで22ヘクタールの広大な広い土地で、わかれば、どういう農業関係のことをやりたいのか、もし差し支えなければ、ここで話せるなら話していただきたいと思うのですが。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 計画書は出ておりますけれども、詳細についてはここでは述べられませんけれども、要するに生産、加工、販売の6次産業化の農業法人をきずなが立ち上げたわけですけれども、きずなが中心になってグループ会社、五葉グループ、JFF、そういうグループ会社が協力し合って6次産業の農業法人をやっていくと。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） もう一つ、ついでと言っては何ですが、このままスムーズに行くようでしたら、稼働はいつごろからやりたいという、向こうのきずなさんの希望、それがわかれば教えていただきたい。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 株式会社きずなのほうは、一日も早くやりたいということで兼松との協議を続けてきたわけでございます。今でも一日も早く事業に取りかかりたいという希望でございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） よくわかりました。これは町のほうも一生懸命努力していただいて、いつまでも未開発にしておかないで、早く創業できるように努力していただきたいと思います。これはこれで終わりたいと思います。

それで関連する22ヘクタールの土地のことですが、すごい雑草というか、ヨシというか、私、ヨシが一番多いと思うのですが、課長の皆さん、あの現場、見て知っている方、手を挙げてもらえませんか、どのぐらいいますか、確認のために。

〔挙手する者あり〕

○10番（若泉昌寿君） 半分以上は知っていますね。すごいですよね。

先ほど町長が、これから刈ると言っていましたけれども、今までは兼松さんが持っていたときには、本当に年2回、大きな草刈り機で刈ってくれたんですよ。恐らく1回刈るのに四、五日は完全にかかりました。年に2回ですから、1回伸びても私の背丈までは行かないくらいで1回目刈ってくれていました。今は、冒頭に私述べましたけれども、浄化センターの通り、あそこは高くなっていますから、例えば羽中の民家とか見えます。その脇の生活道路、あそこへ入ったならば遠くの家は全然見えませんから、それほど伸びているんです。本当にむさ苦しいというか、ですから私は毎日のようにあの辺をウォーキングやっています、あそこばかりではないですけども、なぜことしは刈ってくれないのか、きずなに決まった、決まったなら、なぜ早くきずなに町は要請して刈ってもらえないのか、そういうことばかり私は頭の中に入っているんです。

その22ヘクタールの土地、私、詳しいことはわかりませんが、要所要所に小さい開発するという旗が方々にあるから、これは決まったから早くやってくれるんだなと思ったんですけども、一向に草は刈らない。ますます伸び放題、これが、もう秋に入りましたけれども、冬になったらどうするのか、本当に今でも歩いてみてください、むさ苦しいですから、風なんか入りませんから。

町長はよく、町民の方が安心して安全で暮らせるまちづくりとよく言っていますよね。ああいうところを見たら、町長は町民のことをどう思っているのか。はっきり言って、一番伸び放題で困っているのは私の住んでいる羽中地区の皆さんです。あそこがまだ決まっていなかったというのがわかったのは監査のとき、それまでは大体決まったなと思っていたくらいなんです。なぜ町はきずなに決まっているんだらうから、草刈りを要請しないのかなと、私、そう思っていたんです。そうしたら、今はっきりわかったことなんです、正式に決まっていなかったから草を刈ってくださいよと要請はできませんよね。ましてや、兼松に要請できるかと言ったら、これもなかなか難しい。

そういうことで、今まで伸び放題にしておいたことに対して、町長はどのように思っていましたか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

今でも兼松の所有地なので、草刈りも兼松でやる。兼松のほうに草刈りをなぜやらないんだという、先ほど私が申し上げましたとおり、今、測量に入っているんですよ。測量に入るのに、くいを打ってあるんです。そうすると、大きい機械が入ると、そのくいを機械であれするとまた、はかり直しということで、そういう状況なんです。

わかりますか、言っている意味が。

○10番（若泉昌寿君） はい、わかります。

○町長（遠山 務君） それで、あれ全部測量するのに1,000万円、2,000万円じゃないんです。それを今、兼松でやっているということで、草刈りをすることによって、くいがまたわからなくなれば、またはかり直しになりますので、そういう状況ということは兼松のほうから報告は受けています。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今の町長の話ですと、現在も兼松の土地なんだと、ですから草を刈るのは兼松なんだと、それに要請はしたよと、町長はそのようにおっしゃいましたね。

しかしながら、今、測量をやってくいが打ってあるから、そうすると大型の草刈り機械が入るとそれを知らずになぎ倒したり何かして、そうすると困るからやれないんだよと、それが町長の今の私に対しての答弁なんです。

しかしながら、はっきり言って、くいというのはどこに打ってあるかと言ったら、例えばの話、これが大きな22ヘクタールなんです、ここに道路がありますから1面じゃないんです。打ってあるのは全部こういうところなんです。こういうへり、このへりに打ってあるんですよ。この中には打っていないですから、だからやろうと思えば幾らだってやれるんですよ。それは逃げの言葉、はっきり言って、やろうと思えばやれます。

あと、草刈る義務を持っているのは兼松だと言っていますけれども、よく考えてみてください、町長。兼松だって売買するというのは大体決まっているわけ、手放すわけですよ。そこに草刈りということになりますと、それだけ経費がかかるんです。やらなくて済めば、兼松だってそのほうがよほどいいわけです。私はそのように解釈しますよ。ただ、それは兼松のほう、兼松の理由。

町長としては、利根町の中にある開発区域なんです。今まではきちんと年に2回兼松が刈ってくれて、それなりに住んでいる回りの人も不便さ、不自由さは全然感じないです。今だって不便とかは感じませんよ。感じないけれども、あの22ヘクタールのヨシの茂み、うんざりしますよ。それで冬のことを考えたらどうするんだろうと、そう思いますよ。ですから、はっきり言って羽中の住民がほとんどなんです、「おう若泉、何とかしろよ、これ」そう言われてもしようがないです、私は、地元の議員として。また地元の議員でなくても、あそこを年中見ていれば、これは何とかしてあげなきゃしようがないな、以前はちゃんと年に2回刈ってくれていたんだからと。

そうなんですよ、町長はそのように述べるかもしれませんが、もう少し町民のことも考えなくちゃいけないんじゃないですか。町長は常にそのように言っているんですから、わずか草刈りなんて小さなことなんて思うかもしれませんが、それはそれで違うんですよ。

それで、ことしの9月から四隅のほうが始まったということですが、始まったということは、大体日程的にわかると思いますが、ついでにそれも聞いておきたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 私が言っているわけじゃなくて、私は早く刈ってくださいよと、それで兼松からこういう報告を受けましたという情報を提供しているだけですから、私が言っているわけじゃないんですから。

それと、測量の方法ですね、私も専門家でないので、回りだけくいを打つのか、中にもくいを打つのか、そういう細かいことはわかりませんが、大きい機械が入った場合、そのくいにぶつけてしまうとしようがないので、くいの回りの手刈りをやっているという報告は受けております。

あと、いつごろやるのかということは経済課長のほうから答弁させます。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それではお答えいたします。

いつごろという詳しい日程は、兼松さんのほうからは伺っておりませんで、今、機械がちょうどシーズンで結構出払っているということで、それがリースが確保でき次第、刈りますよというお答えになっています。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ということは、町長の話では四隅のほうを手刈りで始まったというけれども、これは測量するための四隅の刈りだか何だかわかりませんが、ちょっと全体的に刈るのはいつだか見えていないということだね。そういうことだね。

それで、町長は、先ほど兼松さんのほうから私に報告があったんですよ。それは確かにそうなんです。私の言いたいのは、遠山町長、あなたは利根町の町長なんです。ですから常にあなたは言っているじゃないですか、利根町の町民が安心して安全で暮らせるようなまちづくりをしっかりとやるんだよ、それに関連してくるでしょうよ。ですから、報告を受けたのならば、何とか早くやってくれよとか何か、そういうふうに逆に兼松のほうに行くのが当たり前じゃないですか。ただ報告を受けて、ああそうかと、それで終わりではしようがないですよ。

ともかくこの問題をいつまでやっているか、あとの一つがなくなっちゃうんですが、もう一つ、くいを打ってあるのは、はっきり言って草刈り機械というのは、幅は恐らく3メートルはないと思うのです。くいを打ってあるのは10メートル以上離れていますから、幾らでも入れないとか、入れるとか、そんなのは問題外なんです。

先ほど課長の皆さんに、現場見ている方って手を挙げてもらいましたけれども、課長の皆さんにも一言言いたいのは、自分は担当は何課だからこの担当ではないと、そういうことじゃないんです。皆さんもこの利根町をよくするためには、全体的に見ていかなきゃいけないんです。我々議員もそうなんです。我々だって結局この利根町、どのようにしたら町民の皆さんが住みやすいまちづくりになるんだろうか、それを一生懸命、日々我々もこのように考えて行政に対して一般質問や何やらやっているわけです。ですから、例えば名前を出してはいけませんけれども、教育長なら教育長、この問題、関係ないですよ。今、私が質問していることに対しては全然関係ないですよ。関係ないからいいわじゃなくて、やはり町全体というものを、皆さんは課長なんですから、そういうところをよく見て、それで町長と執行部の皆さんと話し合っただけじゃいけないんですよ。それで中心になるのは担当課長なんです。町長から担当課長、そのようにこれからもやっていただきたいというのが、私のお願いなんです。よろしくお願いします。

続きまして、ひとり暮らしについて質問させていただきます。

本当に皆さんご存じのように、利根町というのは、特に茨城県でも大子町に続きまして2番目だと高齢化が言われています。しかし、町長は常に言っていますけれども、高齢化率は高いですけれども、お世話になっている高齢者の皆さんは県下でも少ないほうなんだよ、確かにそれは私も認めます。それはなぜかと言いますと、それは行政がいろいろな施策を組んで、高齢者の皆さんに、ああしてくださいよ、こうしてくださいよお願いしています。

また、高齢者自身、私も73歳ですから高齢者です。あと2年たったら後期高齢者の仲間入りをします。個人個人で高齢者の皆さんもそれなりに努力はしています。ですから元気でいられるんですよ。

ちょっと具合が悪くなればお医者さんに行って早目に健康診断というか、かかりますよね。そのようにやっています。私もきょうは朝早く、胃のレントゲンをやってきました。そのように自分から進んで利根町の高齢者の皆さんはやっている方が多いです。ですから、お世話になっている方は、他市町村から見たら少ない、そういうことだと私は認識しております。

しかしながら、高齢者、幾ら元気だ元気だといっても、全ての方が元気ではありませんから、これは26年12月現在で484名の方、そのうち男の方が148名、女が336名の方が独居老人というか、ひとり暮らし、これだけ今いるそうでございます。

この方が全部具合が悪いとか、そういうことではないですよ。ひとりで暮らしている方がこれだけ、これは間違いなく、この数はこれからも年々ふえるのかなと思います。その中でも、ひとりで暮らしていて、食事の支度から洗濯から毎日の日々の生活をやれるという方は少なくなってくる。それをどうしたらいいのかというのが、町でいろいろな施策をやっていますね。それでその方たちが日々楽しく暮らせるように町は努力しているのはわ

かります。ただ私が言いたいのは、これからもふえますから、現状このままやっていけばいいのか、それでは済まないのかと思います。

例えば、今、町としてやっていますのは、例を挙げますと、ひとり暮らしのためにヤクルトを週1回配達していますね。これが26年の1月で31人、これはヤクルトを配るだけではなく、配っている方がその人が元気であるかの安否確認、これが一番大切なことなんです。それでやっているわけです。

それと、私もちょっと関連しているんですが、これは社協でやっているんですけども、ふれあいの配食サービス、これ月2回やっていますね。それで配食弁当をとっている方からは300円をもちろんもらいます。これは弁当をつくる方のボランティアの方と配達するボランティアの方と2班に分かれて、それが一つの団体になってやっているわけですが、これも今現在26年の1月で65名の方が弁当を、月2回ですが、いただいておいしく食べています。私も何回か食べたことがあります。なぜ食べたことがあるかと言うと、受け持ちの方がどうしても、きょうは外出してどうしようもないよと、そういうときは自分で300円を払ってその弁当をおいしくいただいたことは何回かあります。確かにおいしくつくっていただいておりますし、安いし、これもひとり暮らしでいますから、安否確認なんですよ。

おばあちゃんとか、おじいちゃん、その人によって違いますから、「おばあちゃん元気かい」と言ったら「ああ元気だよ、ありがとね」なんてお礼は言ってくれるし、「300円、これね」と、そういう話をしてくる。ただ弁当だよと、そういうことではないんです。そこで5分でも何分でも話してくるんですよ。そうすると元気で変わりなくいけば、そこで安否確認もできるわけです。そういうひとり暮らしに町はやってくれているんですよ。

あと消防本部、これも危険なときには直接行くような、そういう装置もあります。これも現在59名設置されておりますが、そのほかいろいろと町としてやっています。

ただ、これだけで結局完全かと言ったら、完全じゃないんですね。これからふえると思いますから、これどうしたらいいのか。一番いいのは、今は残念なことにご近所の、隣同士のおつき合いというのが余りないんですね。昔と言ってはあれなんです、私が子供のころは、ご近所、毎日おはよう、こんにちは、今晚は、それで例えば話、ちょこっとつくれば、「これ持ってきたよ、おすそ分けだよ、食べて」とか、これはひとり暮らしに関係なく、そのような近所つき合いというのをやっていたらいいわけです。

今でもご近所同士、1日1回そういう挨拶とか何か、そういうことをできている近所のところというのは、ひとり暮らしでも何でも安否確認はできるわけなんですね。そういうことができればいいなと思うのですが、これもなかなか、どのようにしたらやれるのかと言ったら、私もここでああしなさい、こうしなさい、こうしたらいいだろうとか、これはなかなか言えません。言えませんけれども、ひとつ福祉課長、私、先ほどからいろいろと、こういうことやっています、ああいうことやっていますと言っています。ただこういうこ

とに関しては、これでもういいよということはないと思うのです。ですから、これから、私先ほど言いましたけれども、まだ高齢者というのはどんどんふえていくわけですから、それに対して福祉課としてはどのように考えているのか。

それともう一つ、保健福祉センター所長もひとつ、保健福祉センターとしてはどのように考えているのか、ちょっとここでお話できればと思うのですが、私も参考にしたいと思うので、よろしくお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 高齢化の進行に伴うひとり暮らしの状況と、町としてのこれからの対策についてのご質問でございますが、今、利根町も本格的な超高齢社会を迎え、8月1日現在で高齢者人口は6,362名で高齢化率が8月1日時点で37.3%ということで、若泉議員おっしゃったのはちょっと前の数字だと思うのですけれども、8月1日現在で町内には65歳以上でひとり暮らしの方が526名いらっしゃると、今のところそのように把握しております。

あと、それぞれの高齢者に対する対応ということでございますが、福祉課、保健福祉センター所長をご指名でございますので、各担当課長から答弁させます。

○議長（井原正光君） まず、石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、ご質問にお答えいたします。

既にやっております事業については、若泉議員よくご存じのことと思います。それで前回の3月議会のときにも少しお話、触れさせていただいたかと思うのですが、ご指摘のとおり、利根町は高齢化率が非常に高まっております。町長が今答弁したとおりでございますが、そういうこともありまして、医療介護に関する対策が大変重要だということで、国におきましても地域医療介護総合確保推進法が制定されまして、持続可能な社会保障制度確立のため、医療提供体制と介護保険制度も改正されたところでございます。

先ほど議員が、自助が大切だということを言われております。自助は当然なことながら、公助、共助だけでなく、さらには互助が必要ということでご指摘のとおりなんです、そういうことで国のほうにおきましても地域包括ケアシステムという名前のもなんです、団塊の世代が後期高齢者になる2025年度までに構築していこうという制度の取り組みになってきております。

高齢者が可能な限り住みなれた地域で、地域の実情に応じて自立した日常生活がおくれるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援を整備していくことが求められているということでございます。

先ほど申しました公助、共助の制度でございますが、介護保険制度などを通じました地域支援事業を行うために、保険者である市町村や地域包括支援センターが新たな総合事業に受け皿として、遅くとも平成30年3月までにそれらの制度を整備し、互助である自治会や老人クラブ、ボランティアグループなど、さまざまな地縁組織が高齢者など支援

が必要な方の見守り活動や生活支援、介護予防などに取り組んでいけるよう、地域づくりを支援していくというものでございます。

このたびの法改正によりまして、地域支援事業に位置づけられました事業が五つあるんですが、段階的に30年3月までということは、3月のときにたしかお話したと思うのですが、まずそのうちの一つである在宅医療・介護連携事業というものがございまして、こちらは取手市医師会が先行実施、モデル事業として行っております、在宅での医療を介護と連携してやっていこうというものでございます。

この後、医師会としては先行してモデル事業で3年間やってきて、今年度末で終わりなんですが、その後はこれから市町村が委託するような方向性で今進んでおります。

二つ目につきましては、生活支援体制整備事業ということで、これも2年半ほど前倒しでやろうということで、今必死に事業の検討を進めておりまして、前倒しで実施しまして早急に協議体をその中に設置しまして、先ほど言いました地域の互助のほうにかかわってくるシステムの基礎づくりということですが、地域のご近所の底力じゃないですけども、そういったもののメニューを検討したりする協議体でございまして、そこで協議体そのものを、間もなくスタートさせていきたいと進めております。

そのほかの3事業につきましても、順次できるものは早く、職員が研修を受けたりという部分もありますので、そういったものが整い次第進めていくような体制をとっております。

地域ケアシステムというのが社会福祉協議会でやっているものも実際ありますので、そういったものも活用しながら、それから、協議体におきましては関係者介護にかかわっている方、ボランティアの方、それぞれの専門職の人も含めて、こういった対応を進めていこうかというのを、その場で決めていながら、地域づくりはあくまでも地域の方がやらなければならないと思うのですが、そこにどういう支援ができるのかというのを模索、検討して、形づくりをしていこうというものでございます。

本来、地域づくりに公共がうまく関われるのかというのは、確かにあることとは思いますが、これは喫緊の課題ということで、2025年度までにそういった体制をつくっていかということもありますので、何らかの、5事業を中心に進めていくことになると思います。

老いに対する備えということ、従来、自助と、家族の中でということで解決されてきたものでございますけれども、このように時代の変遷と経済の発展、価値観の多様化の中、公的支援や介護保険制度などの共助、あるいは社会保障制度とも言いますが、そういったものが確立してきたわけでございますけれども、長寿化や少子化などの進展に伴いまして、公共の対応がその進行に均衡しなくなるおそれが生じてきているということで、これからさらに互助ということで、ご近所の底力でしょいか、地域での助け合いが求められるということで、そういったことに対して取り組んでいくというのが今後の対応になってくるかと思っております。

○議長（井原正光君） 次に、秋山保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） 保健福祉センターのところでございますけれども、まず、ひとり暮らしの高齢者につきましてかかわっているところで補足をしたいと思っております。

これは社会福祉協議会が中心となりまして、福祉課と保健福祉センターと、特にひとり暮らしでも要支援者、既に認定を受けている方ですとか、そういった方に関しましては保健福祉センターの保健師が地区担当制をとっておりますので、そういったところで必ず全ての地域に担当の保健師がいるというところで、これからも支援ができるように努めてまいりたいと思っております。

それから、保健福祉センターは当然ながら地域住民、高齢者に関しましては生活習慣病対策、介護予防対策、そういったものが中心になってまいりますので、そういった中でひとり暮らしの高齢者に限らず、高齢者一人一人がこれからも元気な高齢者でい続けていただいて、そして高齢者自身も周囲の方を手助けするような、そういった地域ぐるみをできるように、ともに関係各課と力を携えて進めてまいりたいと思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） お二方の課長、本当にこれからも高齢者、どんどんふえますから、ひとり暮らしだけでなく、高齢者がふえますのでいろいろ大変だと思いますけれども、これも任務ということじゃないんですが、一生懸命やっていただきたいなと思っております。

それで先ほど町長が、私は26年12月現在でひとり暮らし484名と言いましたが、今は526名になっているんだよと。このように半年、1年たつとどんどんふえていくんです。ですから、これからは幾ら元気でも高齢化になりまして、ひとり暮らしというのは本当にふえていきますから、ますます福祉課、保健福祉センターの仕事というのは大変だと思います。それに民生委員の方も大変ですね。民生委員の方なくして本当にできませんから、またこれは地域の皆さん、我々もそうなんですが、そういう方も一緒になってこれから高齢者の皆さんのために元気で暮らせるようにやっていかなければいけないのかなと、私も常日ごろから思っています。

私も高齢化は高齢化なんですが、私自身といたしましても、健康に気をつけて、逆に高齢化にはなっていないながらも、高齢者の皆さんの面倒を見て上げられるくらい健康を保ちたいなと、そういう気持ちでおります。

それで最後ですが、町長は社協の会長でもありますけれども、実はこのことに関して、久永さんともちょっと話したんですよ。私、配食やっているもので、久永さんと、「できれば配食も週1回ぐらいやってあげられると皆さんも喜ぶんだけど、しかしつくるほうとか何か大変だよ」と言ったら、「いや、つくるほうは何とかなりますよ、配食する配達のほうと、それさえ何とか話し合っただけでまともな配食できないことはないんですよ」なんて、そういう気軽な気持ちで久永さんは言ってくれましたので、町長、機会がありましたら、

久永さんはそのように言っていましたので、できれば週1回の配食も不可能ではないと思うのです。そうすると弁当とっている方は、週1回になれば、おいしい弁当を食べられるし、最大のいいところは安否確認にもなりますので、ぜひとも課長の皆さん、自分は担当ではないとか、そういうことではなくて、この町の高齢化が進んでくるんですから、皆さんもぜひ我々と一緒に、我々も一生懸命やりますから、どうぞこれから高齢化社会に向けて頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員の質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
9番通告者、11番五十嵐辰雄議員。

〔11番五十嵐辰雄君登壇〕

○11番（五十嵐辰雄君） 9番通告、11番五十嵐辰雄でございます。

1番ですが、小学校、中学校の大規模改造、並びにエアコン設置の進め方についてお尋ねをします。

この事業については、教育委員会では平成26年度予算に工事の設計費を計上し、設計は既に終わっています。続いて平成27年度予算に工事請負費を計上してあります。私はこの大規模改造とエアコン設置について、実施に向けて何度も質問をいたしました。27年6月議会の質問に対し、町長の答弁では、27年度は国の補助金がかなくなかった、そのため工事は中止すると、利根町では予算を計上しても国の補助金は国で決めるんだから、その結果を待つしかない、ただし、エアコンの工事は町の単独財源で工事をする。このとき初めて27年度予算にエアコンと大規模改造の予算を計上し、私の一般質問に対して、答弁でこの事実関係が明らかになりました。

もっと町長は議会の冒頭に、こういった大事業の中断、中止については、広く議会で説明すべきだと思います。

普通では、利根町として事業計画段階で茨城県の教育委員会や文部科学省の担当官と連絡をとりながら、国の補助事業の補助採択の見込みを確認の上、予算措置をするのが一般的です。補助不採択の結果がわかってから、慌てて27年の4月に急遽、町長と教育長がそろって文部科学省に陳情したと、それから続いて茨城県選出の国会議員にも陳情したと、こういう町長の答弁でございます。

利根町としても早く年度初めに国庫補助が採択になるよう、どのように国や県のほうに陳情したかわかりませんが、この点もことしの4月に文部科学省に教育長と町長が行ったと。その前になぜ行かないのかと思うのです。

そして、前後しますが、今期定例会に提案されました平成27年度一般会計補正予算、これにエアコン、大規模改造の補正が上がっております。その補正については、既に町長、並びに教育長から説明がありましたけれども、布川小学校、利根中学校の大規模改造事業は、後からですよ、平成27年度の第1期と、来年度の2期に分けて2カ年で大規模改造の工事を完了しますという説明でございます。そして第1期工事は屋根工事、それから、校舎の外の建物の外壁の工事、第2期はトイレの改修と教室の改修と、このように変更したと。これは多分文部科学省から補助金の追加の配分があったように聞いております。

空調工事については、当初から各小学校、中学校にも空調工事をやるという説明がありましたけれども、空調工事は町単独でやるという説明がありました。いろいろ長くなりましたけれども、いろいろ総合しまして通告に戻りますけれども、(1)学校施設環境改善の見地から、大規模改造の緊急性について、現況に即した環境改善の対応が必要と思われれます。そこで大規模改造の進め方について、その予算措置の内容をお答えください。

これは補正の第2号に計上してありますが、国のほうでは8月中旬に連絡があったということですから、現在、多分事務的には教育委員会と県のほうと、設計とか方法について調整中と思えますけれども、これについては相当期待性を持っておりますので、大規模改造工事が中断と、急遽ここで1期、2期に分けてやると、大分国のほうでも何らかの調整を図ったと思えますが、そういう点も総合的にお答えください。

これは教育委員会の所管ですから、ぜひ教育長のほうにご答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質問に対する答弁を求めます。

杉山教育長。

〔教育長杉山英彦君登壇〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

大規模改造の進め方と予算措置についてというご質問ですが、当初、補助事業として採択されなかった大規模改造事業については、先ほどもありましたけれども、先月8月17日付で茨城県教育委員会から、布川小学校と利根中学校の大規模改造事業の老朽改修についての国庫補助事業として採択する旨の内定通知がありました。2校とも大規模改造事業の老朽改修について1期工事分として、一部ではありますが、実施することができるようになりました。

現在、発注手続を行っているところであり、後日、契約締結の議会承認をお願いする予定でございます。よろしく願いいたします。

また、当初予算に計上しておりました大規模改造事業の予算につきましては、今年度補助事業として実施できなくなった予算について修正をするため、今定例会において、補正予算案として提案しているところでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは、2番目の質問と関連しますけれども、大規模改造

に伴うエアコン設置、空調機ですが、これは27年度中に布川小学校、利根中学校も屋根と外壁の工事にあわせてエアコン設置ということは、単独事業としてやるような予定でしょうか。

このエアコン設置については、文間小学校、文小学校もエアコンを設置しますけれども、この財源は、町長は6月議会では単独の財源と言いますが、エアコン設置も国庫補助対象の事業に入っていますけれども、今回の件については、この4校についてのエアコン設置は国補の関係で、例えば起債とか交付税の対象の事業とか、そういったのがあるかどうか。エアコン設置の財源について、あと工程表と工期ですが、ことしは8月後半は大分暑かったんですけれども、ここへきて大分気候が変わって、エアコンの話も出なくなりましたね。

7月上旬、下旬、8月の盆前は毎日毎日すごい、日本も40度になるんじゃないかと大分心配しました。ですからエアコン設置の工期と工程表について、そろそろ発注ということですから、多分事務当局では入札の準備もしていると思うのですが、金額は別にして、財源の内訳ですね、町負担と国や県の補助金と、あと交付税の対象額の金額、それをひとつ明細にお答えください。

○議長（井原正光君） 岩戸学校教育課長。

○学校教育課長（岩戸友広君） それではお答えいたします。

まず最初に空調のことですが、文小学校、それから、文間小学校におきましては、それぞれ空調ということで事業を持っておりまして、布川小学校大規模改造、それから、利根中学校大規模改造工事におきましては、それぞれ項目がございまして、老朽、それから空調、トイレという3項目がございまして、予算は空調でそれぞれ持っておりました。

今回、内定を受けましたので、まず大規模改造のほうだけいきますと、今年度に完了できる事業との制約を受けておりまして、全ての大規模改造事業を実施することが困難なことから、先ほど議員おっしゃったとおり、外壁改修、屋根改修工事を実施していくということでございます。

それで今回補助採択にならなかったエアコン設置工事を一般財源で実施、また内部改修、トイレ改修事業の予算を減額するという補正予算を組んでおります。

それから、エアコンの予算内訳ですが、今回は単独事業になりますので、事業費の25%が一般財源でございまして、75%が起債になりまして、そのうち元利償還金の30%が地方交付税の際、基準財政需要額に算入されるという予算内容でございまして。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） そうしますと、エアコンについては補助金がないという話ですね。それでエアコン設置をこれから発注して、ことしの年度末には工事は完了しますか。

○議長（井原正光君） 岩戸学校教育課長。

○学校教育課長（岩戸友広君） 現在、検査係において設計書の検査をしていただいております。3月末までには完了する予定で現在進めております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 設計書の検査は誰がやるんですか。

○議長（井原正光君） 岩戸学校教育課長。

○学校教育課長（岩戸友広君） 企画財政課でございます。検査係のほうで設計審査を行っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） この設計審査をする場合に、資格か何かはあるのでしょうか。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 一般職ということで職員がおりますので、検査自体に資格はございません。職員の検査係が対応しております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは、通告の原案について、3番目のほうでいろいろ質問しますけれども、まず予算関係ですが、平成27年度一般会計当初予算、歳入歳出それぞれ64億4,080万9,000円です。歳出の中で教育費について18億7,739万円、その中で各学校の大規模改造費とエアコン設置の合計金額は11億1,832万2,000円です。予算に占める割合は17.4%です。そして、これについては平成27年度の「広報とね」の3月議会で出ましたけれども、主要施策について、町長は声を大にしてここで政策を申し上げました。

それについては「広報とね」には大々的に、大規模改造、エアコン設置については記載がありましたけれども、事業を変更した場合に、エアコン設置、大規模改造予算が17.4%も占めるような大事業について、中止のときには「広報とね」には悪いことは全く載っていないんですね。これは保護者とか、先生は大分心配していましたが、どうしたんだろうと。そうしたら、いわく教育委員会では保護者と学校の先生に話したらご了解願ったと、これは当然です。先生とか保護者が文句言ってもしょうがないものね。

やはり、こういう公金を使ってやる大事業は正々堂々と「広報とね」に出して、町民の理解を得るのが一番いいと思うのです。それは終わったことだからしょうがないけれども、今度は大規模改造、エアコンの事業が、町長、教育長が文部科学省に行って戸谷官房長にお願いして、その効果があらわれて、今度は補助採択になったと思うのですが、これは27年度予算の国のほうにまだ残金があったような気がします。多分そうですね。残金だけで、今ごろ国のほうでもこれについては補正予算を出さないものね、多分未消化金があったと思うのです。

ですから、町長と教育長の戸谷官房長との面会が相当効果があったと思うのです。それにあわせて県内選出の国会議員がという話もありましたけれども、いろいろな力が加わって補助金が出たと思います。

そこで、教育長、今回、1回中止したものを今度は復活したんですから、誇りを持って「広報とね」に掲載する予定はありませんか。その点をお伺いします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 先ほどの答弁とダブるところがあるかもしれませんが、町内小中学校4校の空調設置と布川小学校、利根中学校の老朽改修、トイレ改修の大規模改造事業が国庫補助事業として採択されなかったことにより、今年度は空調設備工事のみを補助事業ではなく単独事業として実施することについて、先ほども出ましたけれども、7月1日に小中学校を通して保護者にお知らせを配布いたしました。

また、平成27年度の主要施策として「広報とね」5月号に小中学校施設の大規模改造事業等について掲載いたしましたが、先ほども答弁しましたように、一部ではありますが、大規模改造事業を実施することができるようになりました。このようなことで変更のお知らせを掲載することは、今のところは考えておりません。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） なぜ、ここで変更の契約のお知らせをすることはないという、この判断は教育長ご自身の判断でしょうか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 総合的に判断を試みまして、そのような感じに出させていただきました。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） みんな、今一番関心ですよ、エアコンと布川小の環境改善、私も厚生文教委員の一員として、ことしも学校の表敬訪問をさせていただきました。布川小学校の環境改善は一刻も、一日も早くやってあげたいと、そういう思いが私もあります。ですから、一般会計予算の相当な部分、パーセントで申し上げますと17.4%も費やす大事業ですから、これが変更する場合には、当然「広報とね」に、教育長、やはり最初にだめになったのが復活したということは、誇りを持って掲載したほうがいいと思うのですけれども、もう1回、再考をお願いします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 担当課長に説明していただきます。

○議長（井原正光君） 岩戸学校教育課長。

○学校教育課長（岩戸友広君） それではお答えいたします。

先ほど教育長の答弁の中で、大規模改造事業の今一部工事を行うということで変更のお知らせを掲載することはないということで答弁があったと思いますが、私のほうからは、空調設備工事の実施に当たりまして、7月1日付で各小中学校を通しまして保護者の方へお知らせした経緯がございますので、今回新たに大規模改修工事が始まりますので、やるところは布川小学校、利根中学校なんですけど、そちらの保護者の方には連絡をしていき

いと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 来年児童生徒が新入生の場合は、28年度の4月から保護者になる方もいるんですよ。卒業する人もいると思うのです。やはり税金を使ってやる事業ですから、利根町でも個人個人への通知よりは全戸配布の広報媒体、みんないろいろな事件とか何かは新聞で知るんですよ。今回も「広報とね」の記事が大分大きく報道されました。ですから、「広報とね」とか新聞の記事が一番ですから、個人個人の通知とかメールというのは特定の人しか知らないから、高橋議員とか石井議員とか質問されましたけれども、やはり質問材料は「広報とね」の記事が一番大きく左右されますので、岩戸学校教育課長、もう1回考え直して、こういったせっかくの機会ですから、「広報とね」を使ってやったほうがいいと思うのですけれども。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 住民の方にお知らせをするということでございますが、本当に今回につきましては一部改修が行われるということで、変更の過程ではございませんので、このまま進めさせていただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） それでは2番にまいります。これにつきましては、ただいま新井滄吉議員からも質問がありましたので、ダブるところもあると思うのですが、通告どおり質問いたします。

利根町創生の「まち・ひと・しごと」政策目標についてお尋ねします。

成熟社会となり、産業構造の変化を捉えた解決策を、現在見出せないままでおります。今、経済政策の大転換点に直面し、農政改革に本格的に着手、既に減反政策の廃止を決め、次に農協組織の改革の法案が提出されています。

全国農業協同組合中央会の組織改革を柱とする改正農協法が8月28日の参議院本会議で可決、成立しました。これは60年ぶりの農協制度の抜本改革です。地域農協の自主的な経営の転換となります。見方によっては、戦後制度化された農協の解体、戦後の財閥解体と比較するのは乱暴かと思っております。

世界経済をマクロ的に見ますと、今日、第4次産業革命と呼ばれています。18世紀の英国の産業革命が第1次、第2次は20世紀初頭のベルトコンベアーによる大量生産、第3次は20世紀後半のコンピューターによる工場の自動化、今は第4次産業革命と言われております。これは、インターネットの普及でございます。

議会の一般質問の資料にもインターネットの検索をいろいろ活用されているようです。最大の関心事のTPP交渉の大筋合意との報道もでございます。閉塞感のある日本経済の建て直しとして、地方版総合戦略、これは2015年から2019年までの期間です。この策定作業に携わる5年間は利根町再生を担う極めて重要な事業でございます。順に質問いたします。

(1) でございますが、利根町創生の総論と各論についてでございますが、首都圏40キロ圏内に位置する利根町は、東京一極集中の是正に向けた政策を誘導し、持続的な地域活性化を実現できる立地環境にあります。住環境のよい住宅都市の建設も選択肢に上げられます。先ほど町長も、利根町は住宅都市という構想でございますので、選択と集中で、それに一つ力を入れてください。

新井滄吉議員とダブりますが、利根町創生の総論と各論について、実現可能な具体的な事例があれば二、三お答えください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

利根町創生の総論及び各論はとのご質問でございますが、総論は人口減少に歯どめをかけることであります。また、各論につきましても、住民の思いを把握するための住民アンケート調査、また現状の施策や新たな施策を把握するための各課事業の洗い出しを行うほか、公募による住民代表を含めた有識者20名により組織される利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会のご意見を伺い、利根町の特性に合った効果的な施策の方向性や具体的施策を見出していきたいと考えております。

また、議会におきましても、先日12日に全員協議会を開催していただき、地方創生の説明や議員の皆様にご意見を伺いましたように、今後も議員の皆様のご意見を伺う機会を設けますので、ぜひ人口減少に歯どめをかけられるような効果的な新規事業のご提案をいただければと思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 2番目でございますが、4期基本計画と地方版総合戦略についてのお尋ねでございますが、前段を申し上げますと、人口急減、人口減少という自治体消滅という、これは増田寛也氏の論文が中央公論に掲載発表されてから、人口問題についての議論が国を挙げて取り組むようになりました。この問題に端を発し地方創生の議論が始まりました。

各自治体においては、27年度中に地方版総合戦略を立てなければなりません。この地方版総合戦略の策定に町の将来の運命がかかっています。5年間で何をすべきか、現在進めている利根町の4期基本計画をもとにして進めておりますが、この4期基本計画については、政策目標でありまして、なかなか町民一人一人が内容等を理解することは非常に難しいと思うのです。今までの国や市町村の政策は、人口の増加時代には公共事業と企業誘致が一番の最重要課題でございました。今、公共事業とか企業誘致と言ったって誰も、負債とか何か払えないと思うのです。これは昭和40年台から50年台の右肩上がりの経済成長でございます。今は安定成長というより、国家の衰退でございます。利根町も衰退しないように頑張りたいと思うのです。

これも議員とか行政、町民が一体的にやらないと、なかなかここで議会で議論しても、

その議論が町のほうに伝わらないと思うのです。ジャパン総研に委託した地方版総合戦略策定業務は、今、盛んにやっていると思うのですが、よく分析し、確かなものをつくってほしい。

今、世論は人口急減と自治体の消滅、人口急減社会をどう乗り切るか、人口減少社会の今、何をしたらいいかとか、そこで第4次利根町総合振興計画ですね、その中で5年ごとの、現在4期の基本計画の内容ですね、内容と今回策定する地方版総合戦略とは相当乖離性のあるものができると思うのです。そこで、第4次利根町総合振興計画4期基本計画をベースに地方版総合戦略をつくるかどうか、その点の整合性とか、乖離性をどう見ていますか、その点をお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、4期基本計画との相関関係はどうかということですが、地方版総合戦略は、人口減少克服と地方創生を目的としております。これに対し、総合振興計画は、町の総合的な振興と発展などを目的としたもので、その目的や含まれる政策の範囲は、必ずしも同じものではないです。

ただし、総合戦略は人口減少克服を目的とする計画でありますので、子育て、定住促進、雇用創出などの分野では、総合振興計画と重なる分野も出てくると考えております。

また、地方版総合戦略におきましては、数値目標やKPI、それを設定することになっておりますが、こうした手法は総合振興計画においては義務づけられておりません。

このようなことから、相関関係といった場合には、一部重複する分野はあるものの、それぞれ独立した計画であると考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 人口ビジョン、地方版総合戦略も現在策定中でございます。うから、詳しいことはわかりませんが、要するに人口ビジョン、それから、地方版総合戦略、これは利根町の将来のために乾坤一てきの大事業です。この事業が成功するか、しないかによって利根町の将来の運命がかかっています。どうかひとつ町を挙げて、この事業が集大成できることを願っております。

これについて、一言、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 今回の計画ですけれども、1番は利根町の特徴をどのように組み入れるか、これが一番のポイントだと思っております。行政で考えることは当然でありますけれども、協議会の委員の皆さん、そしてもちろん議員の皆さんのご意見等も拝聴しまして、その中でよりよい計画を立てていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 次に、空き家対策についてお伺いいたします。

空き家対策特別措置法が平成27年5月に施行されました。近隣に悪影響を与える物件を

特定空き家として、自治体が所有者に修繕勧告や撤去命令が出せるようになりました。命令に従わず改善しない場合は、強制撤去もできるようになりました。この場合、費用は所有者に請求できるようになりました。このように法律は解釈しております。

なかなか難しいと思うのですが、ここで（１）ですが、空き家法を町のほうで運用するには、まず利根町の実態がどうあるか、前にも環境対策課のほうで空き家についての調査はしたように伺っていますが、あのときは目視とか、車で道路を歩いたとか何かで、そういう総論的な調査だと思いますけれども、この法ができてからは、今度は積極的に各住宅地に行って空き家がどのくらいあるかとか、どこの家には住んでいないとか、そういう細かな緻密な調査が必要ではないかと思うのですが、それについての調査する方法について、主管課のほうではどう考えていますか、お伺いします。

○議長（井原正光君） 蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） 五十嵐議員のご質問にお答えします。

どのような方法で空き家を調査するかということでございますが、先月8月17日に、各区長に調査協力依頼をしております。各区の中で空き家と思われる物件の調査票の作成を行っていただいているところでございます。この調査をもとに環境対策課で現地調査を行います。

なお、去る8月3日に開催された区長会による町長との懇談会において、空き家対策を講ずる上で実態調査の必要性を説明しまして、空き家調査の協力を依頼したところでございます。

このたび参加した各区長におかれましては、快く了承していただいております。

区長におかれましては、ご協力感謝申し上げますところでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 蓮沼課長、この調査、本当に大変でございます。区長のご協力にも感謝いたします。区長から上がった空き家の一覧表、こういったものを紙ベースではなかなか検索できませんので、できれば、せっかくの調査した資料をデータベース化してやらないと検索が難しいですね。

せっかく区長が汗を流して、8月17日をお願いして快く調査にご協力願ったのですから、やはり予算を取って、頼むのは気持ちで頼むのだから費用はかからないと思うのです。この上がった資料、せっかく35自治区の区長たちが集めた資料を有効に活用するのが行政なんです。これから実際に区長が集めたデータと役場の職員が突き合わせして、空き家の実態を、外観でもいいから調査して、パソコンでデータベース化してやらないと管理は難しいです。その点についての考えを、課長、お願いします。

○議長（井原正光君） 蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

区長から9月いっぱいまでに情報提供、空き家の提供をしていただきまして、その後、

環境対策課の職員によりまして、1件、1件現地調査を行います。写真を撮って、どういう状態になっているか、細かく調査をします。その調査は27年度3月いっぱいまでに終了させる予定でございます。

それと、区長から集めたデータにつきましては、パソコンのほうで管理させていただきます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 課長、本当に積極的な対応を感謝しています。

今までの調査は、ただ一覧表で束にしておいて、やりましたなんて、事務管理上、3年、5年で公図をつけて倉庫のお蔵入り、それが多いんですね。

例えば区長の要望だって、担当課のほうへ出しますよ。3年、5年で保存期間が切れたら倉庫です。ですから、区長の要望も毎年毎年出さないと実績にならないんですね。ですから、せっかくのデータをまた追加して、これを基礎にみっちりデータベース化して情報管理したほうがいいと思うのです。

また空き家も発生しますから、逐次、年に何回となく定期的に巡回して、空き家の現況を調査する必要があると思うのですが、そのやる意気込みですね、それをもう一度伺います。

○議長（井原正光君） 蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

今回、区長に大変お世話になるわけですが、五十嵐議員おっしゃるように、これで2回目区長にお世話になっておまして、次ということは区長も大変でしょうから、今回データを出していただいたものに対しまして、役場の職員のほうで調査をしてまいりたいと思います。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐辰雄君） 最後でございますが、空き家と言っても、空き家の増加を防ぐような方法、今、町のほうでは空き家の入居者を募集して、大分成果が上がっております。ですから、空き家を増加させないための方策がありましたらお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） （3）の空き家を増加させないためにどのような方策が考えられるかということでございますけれども、私のほうから答弁します。

町といたしましては、現在実施している空き家バンク制度が有効な一つの手段であると考えております。この空き家バンク制度は、空き家の所有者から物件の情報を提供していただき、その情報を町ホームページ等で紹介し、空き家の利用を希望する方へ情報を提供する制度でございます。

現在、町ホームページや「広報とね」のほか、空き家所有者に対し、固定資産税の納税通知書に登録案内のチラシを同封するなど、本制度について周知を図っているところでご

ございます。

また、県内外で開催される定住促進関連のイベント等で、利根町の空き家バンクを積極的にPRするなど、利用者となるべき方々にも広く啓発し、利用促進を図っております。

今後も定住促進のPRとともに、空き家対策の一環として、空き家バンクの登録及び利用促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

以上で3日間にわたり行われました通告による一般質問は終了いたします。

○議長（井原正光君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

あす9月10日は議案調査のために休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす9月10日は議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回9月11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後4時03分散会